

原議保存期間 10年  
(平成25年12月31日まで)

警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁規発第61号  
平成15年8月28日  
警察庁交通局交通規制課長

「特殊海岸地域交通安全対策事業」に係る特例措置について

今般、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第3条第3項の規定に基づき「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(平成15年7月4日閣議決定)が決定されたところであるが、同閣議決定による変更後の「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)別表1に定められたみだしの特例措置については下記のとおり取り扱うこととするので、海岸地域の管理者たる地方公共団体が地域振興のため当該海岸地域を一般の自動車交通の用に供する場合においてその安全と円滑を確保するため必要があると認めて同法附則第3条に規定する措置(同基本方針2.(6))に基づく内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該海岸地域における交通安全対策が適切に行われるよう所要の措置を講じられたい。

## 記

### 1 適用地域

この特例措置は、次に掲げる要件のいずれにも該当する海岸地域を対象に適用するものとする。ただし、管理者が防護柵等の設置、整地作業の実施等の改善措置を適切に講ずる場合は、この限りではない。

- (1) 路面がオフロード用の特別な仕様や装備を有しない自動車では円滑に通行することのできない状態ではないこと。
- (2) 的確な交通整理が困難であるほどに縦横に広い形状であるなど、道路交通法の規定に基づく道路標識等による交通規制の実効性確保のために必要な地理的条件を具備していない場所ではないこと。

### 2 交通安全対策の推進

認定を受けた構造改革特別区域計画に係る海岸地域においては、管理者と相互に連携して、次の要領で交通安全対策を推進すること。

- (1) 砂浜を散策する者の保護、車両相互の衝突事故の防止、危険箇所への進

入防止等を図るため、適宜適切に道路交通法の規定に基づく交通規制を行うこと。

(2)(1)の交通規制は、あらかじめ管理者と協議して定めた交通安全対策に関する実施計画に基づき行うこと。

(3)(2)の計画中には、警察による交通規制以外の交通安全対策に関する事項も定めるものとし、当該計画に基づき行われる管理者による交通安全対策について、必要な助言、情報提供等の協力を積極的に行うこと。

(4)(2)の計画の策定に当たっては、管理者のほか、地域住民、海岸利用者その他の関係当事者から幅広く意見を聴取すること。